

# 特定小型原動機付自転車の申告を受付けています

改正道路交通法の施行に伴い、令和5年7月1日から一定の要件を満たす電動キックボード等に対応する車両区分として「特定小型原動機付自転車」が創設されました。

特定小型原動機付自転車は軽自動車税（種別割）の対象となります。

**対象となる車両**：外部電源により供給される電気を原動力とし、次の要件をすべて満たす車両が対象です。

- ・車両の長さが1.9m以下、幅が0.6m以下
- ・原動機の定格出力が0.6kw以下
- ・最高速度が時速20km以下

**軽自動車税（種別割）の税率**：2,000円（年額）

**申告手続き**：税務課窓口にて、申告の受付及び課税標識（ナンバープレート）の交付を行っています。

**必要書類**：販売（譲渡）証明書

本人確認書類

カタログ等、対象となる車両要件を満たしていることが分かる書類

（販売（譲渡）証明書で特定小型原動機付自転車であることが確認できない場合）

※7月1日より前に従来の課税標識が交付されている車両は、新課税標識への交換も可能です。

問合せ 税務課 住民税係 ☎ 21-2115



## 水道料金の減免制度をご存じですか？

次に掲げる「①基本要件」のすべてに該当する方で、かつ「②世帯要件」のいずれかに該当する場合には、水道料金の一部が軽減される制度があります。

減免の申請の際には、次の要件について確認できるもの（受給者証等）をご用意のうえ、水道課窓口までお越しください。

### ①基本要件

- ・住民税（町道民税）が非課税の世帯であること
- ・水道の用途区分が「一般用」であること
- ・減免申請者が水道の使用名義人であること
- ・生活保護法による生活扶助を受給していないこと

窓口



### ②世帯要件

- 高齢者世帯  
満70歳以上のひとり暮らし世帯、または満70歳以上の方のみの世帯
- ひとり親等世帯  
児童扶養手当または遺族基礎年金を受給している世帯
- 身体障がい者世帯  
身体障害者手帳（1、2級）の交付を受けている方を有する世帯（ただし、該当者が病院や社会福祉施設に入院または入所している場合を除く。）
- 特殊事情世帯  
その他災害等の事情により、特に町長が認めた世帯

### ●通常料金と減免後の料金の比較

	基本料金（7㎡まで）	超過料金（1㎡につき）
通常の水道料金	1,826円	270円
減免後の水道料金	1,588円	235円

（例）一般用口径13ミリで1か月の使用量が15㎡の場合

・通常 1,826円 + (15㎡ - 7㎡) × 270円 = 3,986円

・減免後 1,588円 + (15㎡ - 7㎡) × 235円 = 3,468円

**3,986円（通常） - 3,468円（減免後） = 518円の軽減**

### ●水道料金のお支払いは便利な口座振替がお勧めです！！

水道料金のお支払いを、給料・年金等の振込口座からの引き落としにすることで、支払いの手間が一切かからなくなり大変便利です。

次の取扱い金融機関窓口にて、通帳届出印・口座番号がわかるもの（通帳等）をお持ちになり、手続きをお願いします。

<取扱い金融機関> ・北海道信用金庫（本店・各支店） ・北洋銀行（本店・道内の各支店）  
・余市町農業協同組合 ・余市郡漁業協同組合 ・ゆうちょ銀行

水道料金の納期内納付をお願いします

問合せ 水道課 業務係 ☎ 21-2130